

第3回 中川根町・本川根町合併協議会

日 時 平成15年12月18日(木)

午前9時から

場 所 中川根町役場3階会議室

会 議 次 第

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 経過報告

4. 議 題

(1) 報告事項

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 報告第6号 | 事務事業一元化支援業務委託契約の締結について |
| 報告第7号 | 例規立案・策定業務委託契約の締結について |
| 報告第8号 | ホームページ開設業務委託契約の締結について |
| 報告第9号 | 新町将来構想策定業務委託契約の締結について |
| 報告第10号 | 合併に伴う電算システム統合調査基本計画策定業務委託契約の締結について |
| 報告第11号 | 新町の名称及び事務所の位置選定小委員会の会議結果について |
| 報告第12号 | 新町建設計画策定小委員会の委員の指名について |

(2) 協議事項

- | | |
|---------|-------------------------|
| 協議案第11号 | 特別職の身分の取扱いについて |
| 協議案第12号 | 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて |
| 協議案第13号 | 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて |

(3) 提案事項

- | | |
|--------|----------------|
| 提案第9号 | 条例、規則等の取扱いについて |
| 提案第10号 | 慣行の取扱いについて |

5. その 他

6. 閉 会

報告第6号

事務事業一元化支援業務委託契約の締結について

事務事業一元化支援業務委託契約の締結について、下記のとおり報告します。

平成15年12月18日 提出

中川根町・本川根町合併協議会
会 長 鈴 木 敏 夫

事務事業一元化支援業務委託契約の締結について

事務事業一元化支援業務委託契約の締結について、下記のとおり報告する。

記

1. 委託業務名 平成15年度事務事業一元化支援業務
2. 業務の目的 両町の合併にかかる事務事業の洗い出しの作業を支援し、新町における事務の一元化につなげていくことを目的とする。
3. 契約期間 平成15年11月27日～平成16年3月31日
4. 契約金額 567,000円(うち消費税27,000円)
5. 契約業者 東京都杉並区荻窪4丁目30番1号
株式会社 ぎょうせい
代表取締役 伊藤 陽司
6. 業務の内容
 - ・事務事業名一覧表の作成と事務事業現況調書による事業内容の洗い出し支援
 - ・事務の一元化のための先進地事例の提供<次年度計画>
 - ・事務事業引継書の作成支援

報告第7号

例規立案・策定業務委託契約の締結について

例規立案・策定業務委託契約の締結について、下記のとおり報告します。

平成15年12月18日 提出

中川根町・本川根町合併協議会
会 長 鈴 木 敏 夫

例規立案・策定業務委託契約の締結について

例規立案・策定業務委託契約の締結について、下記のとおり報告する。

記

1. 委託業務名 平成15年度例規立案・策定業務
2. 業務の目的 両町の現在制定されている例規の一覧表や、相違点等の調査業務を実施し、合併後の新町の例規を策定することを目的とする。
3. 契約期間 平成15年11月27日～平成16年3月31日
4. 契約金額 787,500円（うち消費税37,500円）
5. 契約業者 東京都杉並区荻窪4丁目30番1号
株式会社 ぎょうせい
代表取締役 伊藤 陽司
6. 業務の内容
 - ・ 例規の基礎調査として、例規の一覧表・原案作成調書の作成。
 - <次年度計画>
 - ・ 例規原案作成のための基本方針・統一要領の作成。
 - ・ 例規原案の作成。

報告第 8 号

ホームページ開設支援業務委託契約の締結について

ホームページ開設支援業務委託契約の締結について、下記のとおり報告します。

平成 15 年 12 月 18 日 提出

中川根町・本川根町合併協議会
会 長 鈴 木 敏 夫

ホームページ開設支援業務委託契約の締結について

ホームページ開設支援業務委託契約の締結について、下記のとおり報告する。

記

1. 委託業務名 平成 15 年度ホームページ開設支援業務
2. 業務の目的 協議内容や協議資料をインターネット上で随時公開することを目的にホームページを開設するため、これに伴う企画・設計・入力等の支援を目的とする。
3. 契約期間 平成 15 年 11 月 27 日～平成 16 年 3 月 31 日
4. 契約金額 609,000円（うち消費税29,000円）
5. 契約業者 静岡市登呂 1 丁目 1 番 1 号
株式会社 エスピーエス情報システム
代表取締役 小谷 勇
6. 業務内容 ・公式ホームページの企画・設計・入力等支援
・公式ホームページの維持・管理
<次年度計画>
・公式ホームページの維持・管理

報告第9号

新町将来構想策定支援業務委託契約の締結について

新町将来構想策定支援業務委託契約の締結について、下記のとおり報告します。

平成15年12月18日 提出

中川根町・本川根町合併協議会
会長 鈴木敏夫

新町将来構想策定支援業務委託契約の締結について

新町将来構想策定支援業務委託契約の締結について、下記のとおり報告する。

記

1. 委託業務名 平成15年度新町将来構想策定支援業務
2. 業務の目的 「新町建設計画」の基本となる「新町将来構想」の策定に係る調査・分析等の支援を目的とする。
3. 契約期間 平成15年11月20日～平成16年3月31日
4. 契約金額 2,173,500円（うち消費税103,500円）
5. 契約業者 静岡市追手町9番18号
財団法人 静岡総合研究機構
理事長 竹内 宏
6. 業務の内容
 - ・現状分析（アンケート調査の実施、分析等）
 - ・将来構想策定支援<次年度計画>
 - ・建設計画策定支援（個別事業計画、県事業協議資料作成等）

報告第 10 号

合併に伴う電算システム統合調査基本計画策定業務委託契約の締結について

合併に伴う電算システム統合調査基本計画策定業務委託契約の締結について、下記のとおり報告します。

平成 15 年 12 月 18 日 提出

中川根町・本川根町合併協議会
会 長 鈴木 敏 夫

合併に伴う電算システム統合調査基本計画策定業務委託契約の締結について

合併に伴う電算システム統合調査基本計画策定業務委託契約の締結について、下記のとおり報告する。

記

- 1 . 委託業務名 平成 15 年度合併に伴う電算システム統合調査基本計画策定業務
- 2 . 業務の目的 両町の電算システム統合を効率的に進めるために、その基盤構築に向けた調査・基本計画策定を目的とする。
- 3 . 契約期間 平成 15 年 12 月 2 日～平成 16 年 3 月 31 日
- 4 . 契約金額 472,500円（うち消費税22,500円）
- 5 . 契約業者 静岡市登呂 1 丁目 1 番 1 号
株式会社 エスピーエス情報システム
代表取締役 小谷 勇
- 6 . 業務の内容
 - ・両町にある電算システムの現況調査を行う。
 - ・現況調査を基に、内容の整理・分析を行い、新町電算システムの基本計画策定を行う。

報告第 11 号

新町の名称及び事務所の位置選定小委員会の会議結果について

新町の名称及び事務所の位置選定小委員会の会議結果について、下記のとおり報告
します。

平成 15 年 12 月 18 日 提出

中川根町・本川根町合併協議会
新町の名称及び事務所の位置選定小委員会
委員長 市川昌美

新町の名称及び事務所の位置選定小委員会の会議結果について

新町の名称及び事務所の位置選定小委員会の会議結果について、中川根町・本
川根町合併協議会小委員会規程第 8 条の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

第1回 新町の名称及び事務所の位置選定小委員会報告書

1. 日 時 平成15年11月25日(火)午後3時50分～午後4時45分
2. 場 所 本川根町千頭東区会館
3. 出 席 者 12名
4. 役員の選任 互選により、委員長に市川昌美委員(本川根町)、副委員長に大片富士夫委員(中川根町)を選出した。
5. 協議事項
 - (1) 新町の名称選定について
新町の名称選定における具体的な方法や選定数のほか、スケジュール等について次回以降の小委員会で審議することとした。
 - (2) 新町の事務所の位置選定について
新町の事務所の方式について、事務局から資料の提示、説明を受けた。
 - (3) 次回小委員会について
日 時 平成15年12月8日(月)午後1時30分～
場 所 中川根町

以上のとおり報告します。

新町の名称及び事務所の位置選定小委員会 委員長 市川昌美

第2回 新町の名称及び事務所の位置選定小委員会報告書

1. 日 時 平成15年12月8日(月)午後1時30分～午後4時50分

2. 場 所 中川根町役場3階会議室

3. 出席者 13名

4. 協議事項

(1) 新町の名称選定について

新町の名称は、全国公募とし、応募する名称に特に制約を設けない。(別添「新町の名候補称募集要領」のとおり)

小委員会での選定方法(別添「新町名称の候補選定方法」のとおり)

- ・第1次選定 応募作品の中から委員それぞれが、新町にふさわしいと思う名称を3点まで選定する。
- ・第2次選定 第1次選定で選定された中から5点以内に絞り、選定理由を付して協議会に報告する。
- ・最終選定 協議会にて協議して決定する。

懸賞等について(別添「記念品及び贈呈者の決定方法」のとおり)

「名付け親大賞」1人 5万円相当の両町商工会の商品券、「ウッドハウスおろくぼ」または「もりのコテージ」の宿泊券、両町の特産品の中からご希望の品いずれか1つ

「名付け親賞」3人 3万円相当の両町商工会の商品券、「ウッドハウスおろくぼ」または「もりのコテージ」の宿泊券、両町の特産品の中からご希望の品いずれか1つ

(2) 新町の事務所の位置選定について

事務局から、資料の提示、説明を受け、次回以降審議を継続していくことを確認した。

(3) 次回小委員会について

日 時 平成16年1月22日(木)午前9時00分～

場 所 本川根町

以上のとおり報告します。

新町の名称及び事務所の位置選定小委員会 委員長 市川昌美

新町の名称候補募集要領（案）

1. 募集の方法 幅広く住民の声や意見を募るため、一般公募とする。
2. 周知の方法 各町広報紙、ホームページ、チラシ
3. 募集期間 平成 16 年 1 月 15 日（木）～平成 16 年 2 月 16 日（月）（郵送の場合：当日消印有効）
4. 応募方法 はがき、電子メールまたは応募チラシの裏面の応募用紙に、次の事項をご記入のうえ各役場に備え付けの応募箱に投函するか、下記の送付先に送付してください。

新町の名称（ふりがなをつける）

名称の理由

住所

氏名

《送付先》

〒428 - 0313

中川根町上長尾 627 中川根町山村開発センター内

中川根町・本川根町合併協議会 新町名称候補募集係

FAX 0547 - 56 - 1119

電子メール

5. 応募の資格 制限なし。
6. 応募点数 一人何点でも応募可能。ただし、同一名称の応募は 1 点限り有効とする。
7. 名称の表し方 漢字、ひらがな、カタカナを問わない。
また、その組み合わせも自由とする。
8. 発表 合併協議会において決定しだい、各町広報紙、協議会だより、ホームページで公表。
9. 賞品 名付け親大賞：1 名（複数の場合は抽選）
賞品は、5 万円相当の両町商工会の商品券、「ウッドハウスおろくぼ」または「もりのコテージ」の宿泊券、両町の特産品の中からご希望の品いずれか 1 つ
名付け親賞：3 名
賞品は、3 万円相当の両町商工会の商品券、「ウッドハウスおろくぼ」または「もりのコテージ」の宿泊券、両町の特産品の中からご希望の品いずれか 1 つ
10. その他 (1) 応募された作品については、一部補作する場合もある。
(2) 応募された作品に関する一切の権利は中川根町・本川根町合併協議会に帰属する。
(3) 新町名称は、応募数の多い作品に決定されるわけではなく、応募された作品の中から合併協議会で協議して決定する。

新町名称の候補選定方法(案)

1. 選定基準

新町の名称候補は、新町にふさわしい名称で、次の(1)の条件を満たして、さらに(2)~(5)のうち最低でも1つ以上に該当する名称とする。

- (1) 漢字、ひらがな、カタカナ及びこれらの組み合わせにより表記された読み書きが容易な名称
- (2) 2町の地域の特徴を現し、地理的にイメージできる名称
- (3) 2町の地域の歴史・文化にちなんだ名称
- (4) 2町の知名度の向上が期待できる名称
- (5) 地域住民になじみやすく親しみやすい名称

2. 選定方法

(1) 第1次選定

新町の名称候補は、選定基準に基づき応募作品の中から小委員会の委員個々に最大で3点までを選定する。

(2) 第2次選定

第1次で選定された最大39点の中から、さらに小委員会で審議して5点以内に名称候補を絞り込み、選定理由を付して協議会に報告する。

(3) 最終選定

協議会において、小委員会の第2次で選定された「5点以内」の名称候補と選定理由報告書をもとに、最終選定を行い、新町の名称を協議・確認して決定する。

3. 応募作品等の補作

応募名称をそのまま採用することが困難な場合、必要に応じて補作する。この際は、あくまでも原案の趣旨を損なわない範囲でこれを行う。

4. 選定にあたっての留意事項

同一名称への応募数の多少は、選考の際の参考に留める。したがって、必ずしも応募数の多い名称を優先するものではない。

記念品及び贈呈者の決定方法（案）

1．記念品について

記念品の種類・内容等は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|--|
| 名付け親大賞 1名 | （5万円相当の両町商工会の商品券、「ウッドハウスおろくぼ」または「もりのコテージ」の宿泊券、両町の特産品の中からご希望の品いずれか1つ） |
| 名付け親賞 3名 | （3万円相当の両町商工会の商品券、「ウッドハウスおろくぼ」または「もりのコテージ」の宿泊券、両町の特産品の中からご希望の品いずれか1つ） |

2．名付け親大賞及び名付け親賞の決定方法

名付け親大賞

新しい町の名称として選ばれた作品の応募者の中から、抽選により1名を決定する。

名付け親賞

新しい町の名称として選ばれた作品の応募者の中で、「名付け親大賞」の抽選で漏れた者の中から3名を抽選により決定する。

3．各賞の決定時期、発表、贈呈について

「名付け親大賞」及び「名付け親賞」は、協議会で新しい町の名称が決定されたのち協議会において抽選し決定する。

なお、「名付け親賞」が3名に満たない場合は、その他第2次選定に残った作品の応募者の中から抽選により決定する。

贈呈については、協議会において、名付け親大賞のみ贈呈を行い、名付け親賞については、事務局において贈呈（配付）する。

合併する新しい町の名称の候補を募集します。

中川根町・本川根町合併協議会では、合併する新しい町の名称の候補を募集します。
新しい町に“ふさわしい”名前を応募して、あなたも“新町の名付け親”になってみませんか？

応募要領

応募の締め切り	平成16年2月16日(月) (郵送の場合：当日消印有効)		
応募できる人は	どなたでも応募できます。		
応募の際の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・応募は1件につき1点のみ記入してください。 ・1人何点でも応募できますが同じ名称の応募は1点限り有効とします。 ・名称は漢字、ひらがな、カタカナのいずれかを問いません。又、その組み合わせも自由です。 		
応募の方法	はがき(通常のはがき)、電子メールまたはこのチラシ裏面の応募用紙にて応募してください。		
応募の記載内容	名称(ふりがなを付ける) 理由 住所 氏名		
賞品	名付け親大賞	1名	5万円相当の ・両町商工会の商品券 ・「ウッドハウスおろくぼ」または「もりのコテージ」の宿泊券 ・両町の特産品 の中からご希望の品いずれか1つ 新町名称として決定された作品の中から抽選により1名を決定
	名付け親賞	3名	3万円相当の ・両町商工会の商品券 ・「ウッドハウスおろくぼ」または「もりのコテージ」の宿泊券 ・両町の特産品 の中からご希望の品いずれか1つ 名付け親大賞から漏れた方の中から抽選により3名を決定
提出先	各役場に備え付けの応募箱に投函又は 〒428-0313 中川根町上長尾627 中川根町山村開発センター内 中川根町・本川根町合併協議会 新町名称募集係 に郵送して下さい。 F A Xの場合 0547-56-1119 電子メールの場合		
その他	採用された作品については一部補作する場合があります。 応募された作品に関する一切の権利は中川根町・本川根町合併協議会に帰属します。 新町名称は、応募数の多い作品に決定されるわけではなく、応募された作品の中から合併協議会で協議して決定されます。		
発表	合併協議会で決定後、各町広報紙、協議会だより、ホームページ等で公表します。		

お問い合わせ先 中川根町・本川根町合併協議会事務局 TEL0547-56-2236まで

新町の名称候補応募用紙

新町の名称

あなたが希望する新町の名称を枠内に記入してください。
 (漢字の場合は、フリガナを必ず付けてください。この用紙1枚につき1点限り有効です。)

(フリガナ)
町

名称の提案理由

応募者の住所 〒 _____

_____ 都道府県 _____ 市郡区 _____

(フリガナ)

応募者の氏名 _____

応募先：各役場の応募箱へ投函又は
 〒428-0313 中川根町上長尾627 中川根町山村開発センター内
 中川根町・本川根町合併協議会 新町名称候補募集係まで
 FAXの場合 0547-56-1119
 電子メールの場合
 (締切日：平成16年2月16日 郵送の場合：当日消印有効)

報告第 12 号

新町建設計画策定小委員会の委員の指名について

新町建設計画策定小委員会の委員の指名について、下記のとおり報告します。

平成 15 年 12 月 18 日 提出

中川根町・本川根町合併協議会
会 長 鈴 木 敏 夫

新町建設計画策定小委員会の委員の指名について

新町建設計画策定小委員会の委員の指名について、別紙のとおり報告する。

中川根町・本川根町合併協議会
新町建設計画策定小委員会委員名簿

	氏 名	委員区分	選出町名等	備 考
1	土 屋 優 行	1号(助 役)	中川根町	
2	佐 藤 公 敏	1号(助 役)	本川根町	
3	瀧 尾 輝 久	2号(議 員)	中川根町	
4	芹 澤 徳 治	2号(議 員)	本川根町	
5	諸 田 準 一	3号(学 識)	中川根町	
6	松 原 芳 子	3号(学 識)	中川根町	
7	川 崎 好 和	3号(学 識)	中川根町	
8	太 田 侑 孝	3号(学 識)	中川根町	
9	望 月 孝 之	3号(学 識)	本川根町	
10	向 島 祥 子	3号(学 識)	本川根町	
11	大 石 博 人	3号(学 識)	本川根町	
12	山 下 喜 隆	3号(学 識)	本川根町	
13	長 塚 英 夫	指名委員	中川根町	
14	太 田 起 博	指名委員	中川根町	
15	藺 田 民 子	指名委員	中川根町	
16	瀧 順 二	指名委員	本川根町	
17	中 田 隆 幸	指名委員	本川根町	
18	宮 島 明 海	指名委員	本川根町	

協議案第 11 号

特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて、下記のとおり提案します。

平成 15 年 12 月 18 日 提出

中川根町・本川根町合併協議会
会 長 鈴木敏夫

特別職の身分の取扱いについて

町議会議員と農業委員会の委員を除く特別職及び行政委員会等の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。
なお、当該規定のない場合は、新町において新たに選任するものとする。
新町の職務執行者については、両町の長が別に協議して定めるものとする。

平成 年 月 日確認

協議案第 12 号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、下記のとおり提案します。

平成 15 年 12 月 18 日 提出

中川根町・本川根町合併協議会
会 長 鈴 木 敏 夫

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、今年度末を目途として両町の町議会において協議のうえ、合併協議会で決定する。

平成 年 月 日確認

協議案第 13 号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、下記のとおり提案します。

平成 15 年 12 月 18 日 提出

中川根町・本川根町合併協議会
会 長 鈴 木 敏 夫

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、今年度末を目途として
両町の農業委員会において協議のうえ、合併協議会で決定する。

平成 年 月 日確認

提案第9号

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて、下記のとおり提案します。

平成15年12月18日 提出

中川根町・本川根町合併協議会
会長 鈴木敏夫

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等については、各協定項目の調整内容に基づき統一を図り、新町における事務事業に支障がないよう整備するものとする。

協議事項調整内容

協議事項	条例、規則等の取扱いについて
調整の内容	条例、規則等については、各協定項目の調整内容に基づき統一を図り、新町における事務事業に支障がないよう整備するものとする。

留意事項	<p>中川根町・本川根町の2町による新設合併が行なわれる場合、2町は合併によって消滅するため、従来の2町の条例、規則等も失効することになる。</p> <p>そのため、新町において新たに条例、規則等を制定する必要がある。</p> <p>したがって、新町の設置に伴う条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議された各種事務事業等の調整・確認内容に基づき、次のとおり整備する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 2町同一の条例・規則等は、原則として現行のとおりとする。 2 類似、相違しているもの及び、どちらか1町に制定されているものについては、速やかに統一を図ることとし、事務事業に支障のないよう適切な処置を講ずるものとする。 3 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整内容に従って整理する。 合併と同時に新町職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行する必要があるもの 合併後、逐次制定し、施行されることとするもの 一定の地域に暫定的に施行される必要があるもの
参 考 法 令	<p>【地方自治法（抄）】 （条例の制定及び罰則の委任）</p> <p>第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 普通地方公共団体は、義務に課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。 3 （省略） <p>（規則）</p> <p>第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 （省略） <p>（長の専決処分）</p> <p>第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。 3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

<p style="text-align: center;">参 考 法 令</p>	<p>【地方自治施行令（抄）】</p> <p>第1条の2 普通地方公共団体の設置があった場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であった者（地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であった者を含む。）のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。</p> <p>2～3（省略）</p> <p>第3条 普通地方公共団体の設置があった場合においては、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。</p>												
<p style="text-align: center;">先 進 地 事 例</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">市町村名</th> <th style="width: 80%;">協 定 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>篠山市 （兵庫県）</td> <td> <p>(1) 4町及び多紀郡広域行政事務組合が制定している条例、規則等について、同一又は1団体のみが制定しているものについては、原則として現行のとおりとする。</p> <p>(2) 類似、相違又は数団体に制定されているものについては、いずれかを基本に調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>(3) 合併協議会で承認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。</p> </td> </tr> <tr> <td>西東京市 （東京都）</td> <td> <p>条例・規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。</p> <p>(1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの</p> <p>(2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの</p> <p>(3) 合併後、逐次制定し、施行させるもの</p> </td> </tr> <tr> <td>さいたま市 （埼玉県）</td> <td> <p>条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td>さぬき市 （香川県）</td> <td> <p>(1) 5町同一の条例・例規等は、原則として現行のとおりとする。</p> <p>(2) 類似、相違しているもの及び1町又は数町に制定されているものについては、調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>(3) 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。</p> </td> </tr> <tr> <td>静岡市</td> <td> <p>各協議項目の協議結果を踏まえて統一を図り、新市の事務事業が円滑に執行できるよう新設整備するものとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	協 定 内 容	篠山市 （兵庫県）	<p>(1) 4町及び多紀郡広域行政事務組合が制定している条例、規則等について、同一又は1団体のみが制定しているものについては、原則として現行のとおりとする。</p> <p>(2) 類似、相違又は数団体に制定されているものについては、いずれかを基本に調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>(3) 合併協議会で承認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。</p>	西東京市 （東京都）	<p>条例・規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。</p> <p>(1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの</p> <p>(2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの</p> <p>(3) 合併後、逐次制定し、施行させるもの</p>	さいたま市 （埼玉県）	<p>条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする。</p>	さぬき市 （香川県）	<p>(1) 5町同一の条例・例規等は、原則として現行のとおりとする。</p> <p>(2) 類似、相違しているもの及び1町又は数町に制定されているものについては、調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>(3) 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。</p>	静岡市	<p>各協議項目の協議結果を踏まえて統一を図り、新市の事務事業が円滑に執行できるよう新設整備するものとする。</p>
市町村名	協 定 内 容												
篠山市 （兵庫県）	<p>(1) 4町及び多紀郡広域行政事務組合が制定している条例、規則等について、同一又は1団体のみが制定しているものについては、原則として現行のとおりとする。</p> <p>(2) 類似、相違又は数団体に制定されているものについては、いずれかを基本に調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>(3) 合併協議会で承認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。</p>												
西東京市 （東京都）	<p>条例・規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。</p> <p>(1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの</p> <p>(2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの</p> <p>(3) 合併後、逐次制定し、施行させるもの</p>												
さいたま市 （埼玉県）	<p>条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする。</p>												
さぬき市 （香川県）	<p>(1) 5町同一の条例・例規等は、原則として現行のとおりとする。</p> <p>(2) 類似、相違しているもの及び1町又は数町に制定されているものについては、調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>(3) 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。</p>												
静岡市	<p>各協議項目の協議結果を踏まえて統一を図り、新市の事務事業が円滑に執行できるよう新設整備するものとする。</p>												

提案第 10 号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、下記のとおり提案します。

平成 15 年 12 月 18 日 提出

中川根町・本川根町合併協議会
会 長 鈴 木 敏 夫

慣行の取扱いについて

- (1) 町章、町民憲章、町の花、木、鳥、歌は、新町において新たに定めるものとする。
- (2) 表彰制度については、新町において新たに定めるものとする。

協議事項調整内容

協議事項	慣行の取扱いについて
調整の内容	(1) 町章、町民憲章、町の花、木、鳥、歌は、新町において新たに定めるものとする。 (2) 表彰制度については、新町において新たに定めるものとする。

項 目	中川根町	本川根町	
町 民 憲 章	制定時期	平成4年9月21日	昭和61年11月1日
	趣 旨	わたしたちは 茶の香ただよう緑の大地に住み 恵まれた自然と清らかな流れの大井川を愛する中川根町民です。 この美しい郷土と伝統ある文化を守り健康で 明るく 住みよい町をつくるためこの憲章を定めます。	わたしたちは、本川根町に住むことを誇りとし、みずから品性を高め、町民として責任を果たし、町の発展につくします。
	内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1. あふれる緑と 輝く清流を守り 豊かな自然を育てます 1. いきいきと汗を流し 生きがいをもって活気ある生活をおくります 1. 生涯を通じて自らを高め 誇りある歴史と文化を次代に伝えます 1. はつらつと行動し 健康で笑顔あふれる町をつくります 1. 思いやりの心もち お互いに認めあう社会を築きます 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自然を愛し、美しい町をつくります。 1. 教養を積み、文化の町をつくります。 1. からだを鍛え、明るい町をつくります。 1. 仕事に励み、活気ある町をつくります。 1. 心を合わせ、住みよい町をつくります。
町 章	 昭和 34 年 4 月公募して制定された。	 昭和 41 年 11 月、町制施行 10 周年を記念して公募の中から制定された。	
町の花、木、鳥	花：つつじ 木：すぎ 鳥：ヤマセミ	花：つつじ 木：ひのき 鳥：うぐいす	
町 歌		本川根町歌	
表 彰 制 度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中川根町政功労者顕彰規程 ・ 中川根町表彰条例 ・ 中川根町表彰条例施行規則 ・ 中川根町功労者推薦要綱 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本川根町表彰条例 ・ 本川根町表彰条例取扱規則 	

先進地事例	市町村名	協 定 内 容
	篠山市 (兵庫県)	(1) 市章、市民憲章、市木、市花及び市歌については、新市において新たに定めるものとする。 (2) 宣言及び表彰については、新市において調整するものとする。
	あきる野市 (東京都)	(1) 市章は、新市において新たに定めるものとする。 (2) 市の花、木、鳥は、新市において新たに定めるものとする。
	さぬき市 (香川県)	(1) 市章、市民憲章、市木、市花、市歌及び表彰規定については、新市において新たに定める。 (2) 各種イベントについては、原則として現行のとおりとするが、新市において調整を図る。
	南アルプス市 (山梨県)	慣行(町村章、憲章等)の取扱いについては、現行町村のものを踏まえながら、市制施行後、広く意見を聞く中で新たに制定する。

第3回中川根町・本川根町合併協議会委員出欠名簿

区分	氏名	町名等	委員区分等	出欠	
会長	鈴木敏夫	本川根町	町長		
副会長	杉山嘉英	中川根町	町長		
委員	土屋優行	中川根町	助役		
	藺田宏太郎		収入役職務代理者		
	澤村迪男		教育長		
	瀧尾輝久		議員		
	小澤省吾				
	大片富士夫				
	湯口勝				
	諸田準一		学識経験者		
	松原芳子				
	川崎好和				
	太田侑孝				
	佐藤公敏			本川根町	助役
	大下敏郎	収入役			
	澤畑義照	教育長			
	芹澤徳治	議員			
	市川昌美				
	中村弘司				
	佐藤四郎				
	望月孝之	学識経験者			
	向島祥子				
大石博人					
山下喜隆					
雪山敏行	静岡県職員	志太榛原県行政センター所長			

第 3 回

合併協議会会議録

平成 1 5 年 1 2 月 1 8 日 (木)

中川根町・本川根町合併協議会

第3回 中川根町・本川根町合併協議会

日 時 平成15年12月18日(木) 午前9時00分

会 場 中川根町役場3階会議室

出席委員(25名)

会 長	鈴木 敏夫	本川根町長	副会長	杉山 嘉英	中川根町長
委 員	土屋 優行	中川根町助役	委 員	佐藤 公敏	本川根町助役
"	園田宏太郎	中川根町収入役	"	大下 敏郎	本川根町収入役
		職務代理者			
"	澤村 迪男	中川根町教育長	"	澤畑 義照	本川根町教育長
"	瀧尾 輝久	中川根町議会議員	"	小澤 省吾	中川根町議会議員
"	大片富士夫	中川根町議会議員	"	芹澤 徳治	本川根町議会議員
"	市川 昌美	本川根町議会議員	"	中村 弘司	本川根町議会議員
"	湯口 勝	中川根町学識経験者	"	諸田 準一	中川根町学識経験者
"	松原 芳子	中川根町学識経験者	"	川崎 好和	中川根町学識経験者
"	太田 侑孝	中川根町学識経験者	"	佐藤 四郎	本川根町学識経験者
"	望月 孝之	本川根町学識経験者	"	向島 祥子	本川根町学識経験者
"	大石 博人	本川根町学識経験者	"	山下 喜隆	本川根町学識経験者
"	雪山 敏行	静岡県職員、志太榛原県行政センター所長			

議事日程

1．開会

2．会長挨拶

3．経過報告

4．議題

(1) 報告事項

報告第 6 号 事務事業一元化支援業務委託契約の締結について

報告第 7 号 例規立案・策定業務委託契約の締結について

報告第 8 号 ホームページ開設業務委託契約の締結について

報告第 9 号 新町将来構想策定業務委託契約の締結について

報告第 10 号 合併に伴う電算システム統合調査基本計画策定業務委託契約の締結について

報告第 11 号 新町の名称及び事務所の位置選定小委員会の会議結果について

報告第 12 号 新町建設計画策定小委員会の委員の指名について

(2) 協議事項

協議案第11号 特別職の身分の取扱いについて

協議案第12号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

協議案第13号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

(3) 提案事項

提案第 9 号 条例、規則等の取扱いについて

提案第 10 号 慣行の取扱いについて

5．その他

6．閉会

大石 守廣事務局長

ただいまから中川根町・本川根町合併協議会、第3回会議を開催いたします。

本日の会議につきましては、お手元にごございます会議次第に沿って進行させていただきます。

それから、今回も皆様にお願いをいたしますが、会議録作成の関係がございますので、ご発言をされる場合には挙手をさせていただきます、マイクのスイッチを押し、お名前を言っていただいた上でご発言をお願いいたします。そして、ご発言が終わりましたら、もう一度スイッチを押しさせていただきますようお願いいたします。

次に、本日の会議には、会長を除きまして委員24名中23名のご出席をいただいておりますので、本日のこの会議は成立しておりますことをご報告いたします。

また、若干おくれてきますけれども、望月委員、もうじきこの会場に到着すると思っておりますので、よろしくをお願いをいたしたいと思っております。

それでは、開会に当たりまして、鈴木会長よりごあいさつを申し上げます。お願いいたします。

鈴木 敏夫会長

皆さん、おはようございます。

大変師走のお忙しい中、それぞれお忙しい皆さんがお集まりいただきまして、第3回の中川根町・本川根町合併協議会が開催されますことを心よりお礼を申し上げたいというふうに思います。

これまでもいろいろな協議を重ねておりますけれども、大変多くのすり合わせ事項があるというような中で、皆様方には積極的なご協力をお願いしたいというふうに思っております。

なお、両町とも12月の定例会は昨日までに終了したというような中で、それぞれ議会、大変ご苦労さまでございました。今後は、集中的に合併協議の方にお力添えをお願いしたいというふうに思っております。

大変盛りだくさんの報告事項並びに協議事項、提案事項がございますけれども、ご協力を重ねてお願い申し上げまして、冒頭のごあいさつにかえさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

大石 守廣事務局長

ありがとうございました。

それでは次に、次第の3番目になりますが、経過報告ということで、第2回協議会開催以後、実施をいたしました主な事業につきましてご報告をさせていただきます。

別紙のA4サイズで、1枚紙の資料をごらんいただきたいと思います。

まず、最初に11月25日になりますが、第2回協議会終了後、新町の名称及び事務所の位置選定小委員会を開催いたしまして、正副委員長の選出を行いました。そして、委員の互選によりまして、委員長には本川根町の市川委員が、また副委員長には中川根町の大片委員が選出をされました。

そして、12月8日になりますが、第2回目の新町の名称及び事務所の位置選定小委員会を開催いたしました。

この2回の会議の詳細につきましては、後ほど議題の中で報告をさせていただきます。

次に、12月8日、9日になりますが、事務事業の現況調書の作成につきまして、両町の職員に対しての説明会を実施いたしました。出席者につきましては、中川根町57名、本川根町54名の職員の

出席がありました。

次に、12月11日になりますが、第3回目の幹事会を開催しました。

また、次になりますが、両町の町民の皆様に対しまして、合併に関する現状説明会ということで、役場との共同ということで開催をさせていただきました。

本川根町では、12月4日、10日、11日、15日と4会場で行いました。

また、中川根町では、12月9日、10日、11日と3会場で開催いたしました。

経過報告につきましては以上のとおりでございます。

それでは、これより次第の4番目、議題に入らせていただきます。

会議の議長は、規約第10条第2項の規定に基づきまして、会長が務めることとなりますので、ここからの会議の進行につきましては会長をお願いいたします。

それでは会長、よろしくをお願いいたします。

鈴木 敏夫会長

それでは、規約の定めるところによりまして、私が進行役を務めさせていただきます。よろしくご協力をお願い申し上げたいというふうに思います。

それでは、4番の議題に入らせていただきますけれども、議題の(1)報告事項でございます。

この中で、報告第6号から報告第10号、それぞれ委託契約の締結についてということでございますので、一括して報告をさせていただきます。

事務局の方、よろしく申し上げます。

大石 守廣事務局長

それでは、座って説明をさせていただきます。

報告第6号から報告第10号まで、一括してご説明をいたします。

まず最初に、資料の1ページをお開きください。

報告第6号 事務事業一元化支援業務委託契約の締結について、下記のとおり報告します。

最初に、委託業務名は、1にありますとおり、平成15年度事務事業一元化支援業務といたします。

この事務事業の一元化とは、中川根町と本川根町が現在行っています各種事務事業のうち、その取り扱いが異なるものについて、新町になったとき、当面どのように事務事業を進めていくのかをすり合わせていくというものです。

この業務委託の目的になりますが、2番目にありますとおり、すり合わせ作業を行うに当たり、両町の合併にかかる事務事業の洗い出し作業を支援し、新町における事務の一元化につなげていくことを目的といたします。

契約期間は、平成15年11月27日から平成16年3月31日までとなります。

契約金額は56万7,000円、契約の相手方は、株式会社ぎょうせいでございます。

この一元化への作業は合併まで続くこととなりますが、本年度契約の主な業務は、6番目にありますとおり、事務事業名一覧表の作成と事務内容の洗い出し作業を支援し、事務の一元化のための先進事例の提供等を行っていただきます。

また、来年度は事務引継書を作成することとなりますが、その支援業務につきましても、業務委託の締結を予定しております。

事務事業一元化支援業務については、以上のとおりです。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。

報告第7号 例規立案・策定業務委託契約の締結について、下記のとおり報告します。

まず、1. 委託業務名は、平成15年度例規立案・策定業務といたします。

次に、この業務は、2番目にありますとおり、新町において新たに制定する例規を策定するため、現在両町で制定されている例規の全体像を把握するため、例規の一覧表の作成や、両町における例規の相違点等の比較・検討といった調査業務を行うことを目的とします。

業務委託の契約期間は平成15年11月27日から平成16年3月31日まで、また、契約金額は78万7,500円、契約の相手先は、株式会社ぎょうせいでございます。

この業務は、最終的には新町における例規原案を作成することになりますが、本年度契約としましては、6番目の業務の内容にありますとおり、例規作成の基礎調査として、例規一覧表を作成し、例規の原案作成の設計書ともいべきものになります例規原案作成調書というものを1例規ごとに作成いたします。そして、今後は、この例規原案作成調書に基づきまして例規の調整を行っていくこととなります。

また、来年度は例規原案作成のための基本方針と統一要領を作成し、例規原案を作成していくこととなりますが、これにつきましても、来年度、業務委託の締結を予定しております。

例規立案・策定業務の委託契約につきましては、以上のとおりです。

次に、3ページをお開きください。

報告第8号 ホームページ開設支援業務委託契約の締結について、下記のとおり報告します。

まず、委託業務名は、平成15年度ホームページ開設支援業務といたします。

これは、インターネット上でホームページを開設するのに伴う企画・設計及びデータの入力等の支援を目的といたします。そして、開設後は、合併についての情報や協議会での協議内容、資料等の情報を公開していきます。

契約期間は平成15年11月27日から平成16年3月31日まで、契約金額は60万9,000円、そして契約の相手方は、株式会社アスピーエス情報システムであります。

本年度契約の業務内容につきましては、先ほどの業務の目的の説明とも重なりますが、6番目にありますとおり、ホームページ開設のための企画・設計・入力等の支援、また、開設後の維持・管理業務となります。

それから、来年4月以降の維持・管理の業務につきましても、また新たに契約をする予定であります。

ホームページ開設支援業務の委託につきましては、以上のとおりでございます。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。

報告第9号 新町将来構想策定支援業務委託契約の締結について、下記のとおり報告します。

まず、1番目の委託業務名になりますが、平成15年度新町将来構想策定支援業務といたします。

今後、合併後のまちづくりの指針となります新町建設計画の案を小委員会において作成をしていきますが、その基本となります新町将来構想をまず最初に作成する必要がありますので、その作成にかかわる調査・分析等の支援をしていただくことが、この業務の目的となります。

契約期間は平成15年11月20日から平成16年3月31日までです。

この契約金額は217万3,500円、契約の相手方につきましては、財団法人静岡総合研究機構であります。

業務の内容につきましては、6番目にありますとおり、両町の現状を分析し、新町将来構想策定の支援が主な業務となります。

なお、来年度は新町建設計画を作成いたしますので、その支援業務につきましても、新年度に新たに委託契約を締結する予定であります。

報告第9号につきましては、以上のとおりでございます。

次に、5ページをお開きいただきたいと思います。

報告第10号 合併に伴う電算システム統合調査基本計画策定業務委託契約の締結について、下記のとおり報告します。

1番目の委託業務名は、平成15年度合併に伴う電算システムの統合調査基本計画策定業務。

この業務は、両町の電算システムの統合を効率的に進めるための基盤構築に向けた調査と、基本計画の策定が目的となります。

契約期間は平成15年12月2日から平成16年3月31日まで、契約金額は47万2,500円、契約業者は、株式会社エスピーエス情報システムであります。

業務の主な内容としましては、両町の電算システムの現況調査を行いまして、内容の整理と分析を行います。そして、新町での電算システムの基本計画を策定するということとなります。

報告第10号につきましては、以上のとおりです。

以上です。

鈴木 敏夫会長

はい、ありがとうございました。

ただいま報告事項6号から10号まで、一括して事務局の方から説明をさせていただきました。

ここで、皆さんからご質問、ご意見等をお伺いしたいというふうに思います。

先ほど事務局からお話がありましたとおり、挙手をしていただければ、こちらから指名したいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

はい、どうぞ。

諸田 準一委員

中川根の諸田ですけれども、この6号の議案、契約業者ですけれども、株式会社ぎょうせいという会社はどういう会社であるのか、ちょっとその内容を知らせていただきたいんですけれども。

鈴木 敏夫会長

事務局、お願いします。

大石 守廣事務局長

事務局ですけれども、この株式会社ぎょうせいといいますのは、今現在、中川根町と本川根町の例規の面倒を見てもらっている会社でありまして、その委託契約も現在結んでおります。そういった会社であります。

諸田 準一委員

わかりました。

鈴木 敏夫会長

ほかにございませんでしょうか。

ご意見もないようでございます。

ただいまの報告案件の5件につきましては、ご承認をいただけたということによろしいでしょうか。

鈴木 敏夫会長

はい、ありがとうございます。

それでは、ご承認いただいたということで、報告済みということにさせていただきます。

それでは、報告第11号に入らせていただきますけれども、この報告につきましては、小委員会の委員長の市川さんより報告をお願いします。

市川 昌美委員

市川でございます。

新町及び事務所の位置の選定小委員会を2回行いましたけれども、1回目は委員長、副委員長の選出と、あとは検討する具体的な方法等に終始いたしまして終わりましたけれども、第2回の会合を平成15年12月8日に行いました。

出席者は13名で、新町の名称選定については、新町名称は全国公募とし、応募する名称に特に制約を設けないと。

それから、選定方法ですけれども、小委員会では、第1次選定を、応募作品の中から委員それぞれが新町にふさわしいと思う名称を3点まで選定すると、第2次選定には、第1次選定で選定された中から5点内に絞り、選定理由を付して協議会に報告するという一応結論づけております。

最終選定は、どこまでも協議会において協議して決定するということになっております。

懸賞等については、名付け親大賞が1名、5万円相当の両町の商工会の商品券、「ウッドハウスおろくぼ」または「もりのコテージ」の宿泊券、両町の特産品の中から希望の品をいずれか1つを選んでいただきます。

また、名付け親賞3名は、3万円相当の両町商工会の商品券、「ウッドハウスおろくぼ」または「もりのコテージ」の宿泊券、両町の特産品の中から希望の品をいずれか1つを選んでいただきます。

それから、一応この公募の開始でございますけれども、1月15日から1カ月ということで、2月15日ですけれども、ちょうど休みの日に入りますものですから、2月16日付で一応締め切らせていただきますけれども、何とか今年度内の、要するに広報とか、いわゆる町で出しておりますのに、この1月15日からの開始の広告みたいなものを一応出していただくということで、この公募は1月15日でございますけれども、成人式までには何とか内示のような形で出していただいて、この15日を告示していただくこととなります。

以上でございます。

鈴木 敏夫会長

はい、ありがとうございます。

ただいま市川委員長の方から説明と報告をさせていただきましたけれども、何かご不明な点、わかりにくい点ございましたらご質問をお受けしたいと思います。挙手をもってお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

向島 祥子委員

本川根の向島ですが、ここに書いてあります第1次設定という作品の中から委員がそれぞれということは、その中の委員さんから1つずつ選ぶということですか、小委員会での設定方法の中で。

鈴木 敏夫会長

はい、どうぞ。

市川 昌美委員

委員が13名ございますので、その方々に応募作品の中から3点ずつ選んでいただきまして、それで39点になりますけど、その39点の中から協議をして、5点以内に絞りたいということでございます。

向島 祥子委員

わかりました。

鈴木 敏夫会長

ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

芹沢 徳治委員

その応募の周知の方法ですけれども、広報紙、ホームページ、チラシということになっておりますが、この前、うちの方の議会の中で、今、携帯電話というのが非常に普及しているわけで、携帯電話からのショッピングだというのが物すごい多いわけですね。携帯電話からのアクセスの要領とございますか、それについてはどう考えておるんですか。

鈴木 敏夫会長

はい、事務局お願いします。

野崎 郁徳事務局

事務局からお答えします。

この中でも、チラシのところで、12ページにチラシの案というのは示させていただいておりますが、この中の提出先、電子メールの場合で、右がちょっとブランクになっていて申しわけありませんが、協議会でホームページを立ち上げます。この告知いたしますので、メールという形でご提案をいただければ、名称の応募をいただいたという形の受け付けをするというふうに考えております。

芹沢 徳治委員

はい、わかりました。

鈴木 敏夫会長

ほかにございませんでしょうか。

大石 守廣事務局長

事務局から一つよろしいでしょうか。

鈴木 敏夫会長

はい、どうぞ。

大石 守廣事務局長

事務局ですけれども、この募集の周知の方法としましてチラシというものがございますが、これは、区長様を通じて各戸配布とさせていただき予定でおりますが、区長様あての文書等の発送日が決まっております。中川根町は来年1月8日、また本川根は1月9日になりますが、この日に合わせまして、本日ご承認いただければ、この日にチラシの発送をさせていただき予定でおります。

鈴木 敏夫会長

今の、町内の話やね。

大石 守廣事務局長

そうです。

鈴木 敏夫会長

そのほか、要望等でも結構ですので、どうぞ、どなたかございませんか。

はい、どうぞ。

大石 博人委員

本川根の大石ですけれども、お正月を控えて、出た子供とか帰ってくるわけですね。そのときに、「いや、おれは新町はこういう名称がいいなと思う」というような提案があるかと思うんですが、それに間に合うためにも、年内発送できないですかね。

鈴木 敏夫会長

はい、どうぞ。

市川 昌美委員

それは、一番留意した点でございまして、何とかということで、ただ、中川根町も本川根町も、ほとんど広報等がレイアウト終わった時点なものですから、とりあえず、その中で何日から募集するということは、何とか広報の中へ年内に入れてもらうことにいたしました。内容を全部というわけにはいかないですけれども、それでいいですね、事務局。

鈴木 敏夫会長

少し明確に説明してくれる。

大石 守廣事務局長

事務局ですけれども、応募につきましては、本日の協議会でご報告して実施させていただきために、まだ発表はできませんでしたが、今月号の発行しました両町の広報の中で、募集をいたしますということで載せていただきました。

そして、本日、協議会だよりというものを配布してございますが、その中でも募集をいたしますということで、そして詳細が決まり次第お知らせしますということで載せさせていただきましたので、ある程度は皆さん、ご承知いただけるかなと思います。

鈴木 敏夫会長

はい、どうぞ。

芹沢 徳治委員

この商品ですけれども、5万円相当がばかに安いような感じもするわけですが、例えば、選んだ名前が、みんな委員さんがいいという名前が、例えば何とかという名称がついて、それが5人とか6人になるという場合も当然考えられると私は思うんですけれども、その場合はどうなるんですか。

鈴木 敏夫会長

同じ名称を応募した人が5人以上とか、そういうとき。

芹沢 徳治委員

みんな5万円ずつやるのか。

鈴木 敏夫会長

事務局、どうぞ。

大石 守廣事務局長

事務局ですけれども、その場合には、複数の場合には抽せんとなります。

資料の11ページの2番にあります、名付け親大賞ということで、抽せんにより1名を決定させていただきます。

芹沢 徳治委員

はい、わかりました。

鈴木 敏夫会長

5万円の商品券プラスだでね、宿泊券、そうでしょう。

(「違う」と呼ぶ者あり)

鈴木 敏夫会長

何で。

(「または、いずれか1品」と呼ぶ者あり)

鈴木 敏夫会長

そしたら、ウッドハウス、これ違うじゃん。

これ、そうじゃないんだ。

(「この中からご希望の商品」と呼ぶ者あり)

鈴木 敏夫会長

ほかに、なかなか統一できないようですが、私を含めて。

はい、どうぞ。

太田 侑孝委員

中川根の太田ですけれども、公募した場合、この選定方法では、委員さんが39出すわけですけれども、往々にして、一番人気投票的に決まるケースというのは、一番応募数の多いものに決まっていくなると、いや、そうではなくて、3番目、4番目に応募数が多いところに決着する場合もあるものですから、その場合、公表しながらどう説明をつけるかというところを、どうお考えになっているか、ちょっと確認したいんです。

鈴木 敏夫会長

はい、委員長お願いします。

市川 昌美委員

ここにも一応書いてありますけれども、人気投票みたいな形ではまずいだらうということで、一応それは参考にはしますけれども、その数が多いことが絶対的な条件にはならないということで、一応納得できるような協議をして5点以内に、1点に絞るわけではないものですから、それは協議会に諮る問題ですから、その辺を決めて、5点ぐらいに絞って協議会へご報告して、そこで最終的には、2点というわけにはいかないですから、1点に絞っていただくというような形でいきたいと思っております。

鈴木 敏夫会長

最終的には、ここで決めるんだよね。

太田 侑孝委員

資料としては、10ページの下に入っているわけですがけれども、これは候補選定方法の留意事項であって、募集の方には、これはうたわれていかないわけですね。入ってます。

決定されるわけではないということですよ。

鈴木 敏夫会長

よろしいですか。

芹沢 徳治委員

今、太田委員が言われるのは、結局その応募要綱の中に、それをちゃんと明記するかどうかということだと。

市川 昌美委員

12ページに、一応これ入れるということで、要綱の中へ入れましたので。

市川 昌美委員

一応、本筋だけを説明しました。

鈴木 敏夫会長

ただいまの募集の関係並びに宣伝方法、それぞれ確認をさせていただきましたけれども、ご了解いただきましたでしょうか。

最終的には、この協議会で決定するということになります。

ほかにご質問、ご意見等ございませんか。

今、申しわけありません、5万円が安過ぎるという意見も出ました。また、そのほかのところでは、5万円が高過ぎるという意見もあったというようなことを聞いておりますけれども、その点だけ、再度確認をさせていただきます。

この原案のとおり5万円相当ということで、この協議会ではご承認いただけますか。

鈴木 敏夫会長

それでは、大変申しわけありません、5万円の件につきましても、一応この協議会ではご承認いただいたということで、原案のとおり。

芹沢 徳治委員

ほかのところ、どうなってるの。

鈴木 敏夫会長

事務局の方から、一応近隣の関係、お願いします。

大石 守廣事務局長

事務局ですけれども、名付け親大賞というのは各地でやっておりますけれども、各地事例がいろいろあります。その中で、最高10万円程度のところもありますし、また、それより安いところもあります。

それらを例にいたしまして、これぐらいが妥当な線ではないかなとも思いまして、この協議会では5万円ということで案を出させていただきました。

10万円以上とか、そういう余り高いところはないように思います。

名付け親になりますれば、ずっと名前が残りますので、そういう名誉というか、そういうことが重要ではないかなと、そんなふうに思います。

鈴木 敏夫会長

芹澤委員、よろしいですか。

ただいま、いろんなご意見が出ました。その中で、報告第11号は原案どおりご承認いただいたということでよろしいでしょうか。

鈴木 敏夫会長

全員の皆さんにご承認をいただきました。

はい。

杉山 嘉英副会長

今、報告第11号が承認されたということで、新町の名称を決めること、一つ大事な委員会の役目だと思いますけれども、もう1点の事務所の位置の選定もこの委員会の大きな役目だと思います。

その中で、事務所の位置もそうですけれども、新しい町が、現在、中川根と本川根に役所がありますけれども、そういったものをどういうふうに引き継いでいくか、その役場の機能のあり方というのがすごく、この最終的な事務所の位置とか、その後の組織づくりに大きな影響があると思いますので、ぜひこの小委員会で、現在のそれぞれ持っている事務をどのような形で新町に引き継ぐのか、あるいは事務所の方式にもあるように、1庁方式にするのか、ある程度それぞれの機能を持たせていくのか、そこら辺がとても大事なことだと思いますので、ぜひ小委員会の方で早急にそうした、どういうふうにこの行政事務を新町で行っていくかということについて検討していただきたい。

もちろん、名称も大事ですけれども、やはりそこら辺が今後の大きな課題になるし、時間がかかることだと私は思っておりますので、どうか大変な、それこそ根幹にかかわる仕事だと思いますので、そこら辺よろしく、時間をかけてお願いしたいと思っております。

鈴木 敏夫会長

ただいまのご意見でございますけれども、基本的には、名称並びに庁舎の位置を決定するという大変重要な小委員会であるということの認識のもとで対応してほしいということだと思いますけれども、意見として伺いをしておきます。

小委員会の皆さん、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、報告案件の第12号でございます。

新町建設計画策定小委員会の委員の指名を事務局の方からさせていただきます。

大石 守廣事務局長

それでは、14ページをお開きください。

報告第12号 新町建設計画策定小委員会の委員の指名について、下記のとおり報告します。

それでは、引き続いて15ページをお開きいただきたいと思います。

これは、小委員会の名簿でございますが、18名の委員構成となっております。

内訳としましては、協議会委員から12名、そして会長が指名する委員としまして、両町の町民からそれぞれ3名ずつ、ごらんのとおりの委員が選任されましたので、ご報告をいたします。

なお、本日、この会議終了後、午後1時からになります。第1回目の小委員会を、この会場におきまして開催をする予定でありますので、関係委員のご出席をお願いいたします。

以上です。

鈴木 敏夫会長

ただいま、各町それぞれ3人の新しい委員の名前を発表させていただきました。

この件につきましては、皆様のご承認をいただけますでしょうか。

鈴木 敏夫会長

大変すみません、報告案件第12号、ただいま名簿を発表させていただきましたけれども、委員の指名については、ご承認をいただいたということによろしいでしょうか。

鈴木 敏夫会長

はい、全員の皆様にご承認をいただいたということで、この新しい委員の皆さん、きょうの午後1時から小委員会を開催するということで委嘱状をお渡ししたいというふうに思っております。大変ありがとうございました。

大変恐縮ですが、ここで、この時計で50分まで休憩をさせていただきます。

(休憩)

鈴木 敏夫会長

それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開させていただきます。

(2)の協議事項に入る前に、事務局を紹介させていただきます。

大石 守廣事務局長

12月1日から事務局の職員としまして1人加わることになりました。県から派遣をしていただきました鈴木といいますので、ご紹介をさせていただきます。

鈴木 一志事務局

今、紹介いただきましたが、12月1日付で、志太榛原の県の行政センターの方から派遣されてまいりました鈴木といいます。

これから17年3月の合併に向けて、事務の方がいろいろ多くなってくると思いますので、少しでも役に立てればと思っております。よろしく願いいたします。

鈴木 敏夫会長

よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、(2)の協議事項に入らせていただきます。

協議案第11号でございます。

特別職の身分の取扱いについて、事務局の方から説明をさせていただきます。

大石 守廣事務局長

それでは、資料の16ページをお開きいただきたいと思ひます。

協議案第11号 特別職の身分の取扱いについて、下記のとおり提案します。

町議会議員と農業委員会の委員を除く特別職及び行政委員会等の身分の取り扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。

なお、当該規定のない場合は、新町において新たに選定するものとする。

新町の職務執行者については、両町の長が別に協議して定めるものとする。

以上でございます。

鈴木 敏夫会長

ただいま、協議案件の第11号 特別職の身分の取扱いについてを事務局の方から説明をさせていただきました。

ただいまの説明について、何かご質疑等ございましたらお受けしたいと思ひますけれども、どなたかございませんでしょうか。

(発言する者なし)

鈴木 敏夫会長

ご質問もないようでございます。

本件につきましては、提案どおりご確認をいただいたということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

鈴木 敏夫会長

はい、ありがとうございました。

それでは、協議案件の第11号は、提案どおりご確認をいただいたということにさせていただきます。

続きまして、協議案件の第12号でございます。

議会の議員の定数及び任期の取扱いについてを議題とさせていただきます。

この議題につきましても、前回の協議会におきまして事前に説明をさせていただいておりますので、調整内容につきましては、事務局の方から説明をさせていただきます。

大石 守廣事務局長

それでは、17ページをお開きいただきたいと思ひます。

協議案第12号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、下記のとおり提案します。

議会の議員の定数及び任期の取り扱いについては、今年度末をめぐりとして、両町の町議会において協議の上、合併協議会で決定する。

以上でございます。

鈴木 敏夫会長

ただいま、協議案件の第12号を事務局の方から説明をさせていただきました。

ここで、ご質問等ございましたらお受けしたいと思います。

はい、どうぞ。

瀧尾 輝久委員

確認したいんですけども、本年度末というのは3月31日ということですね。

鈴木 敏夫会長

はい、そうです。

そのほか、ございませんか。

鈴木 敏夫会長

ご質問等もないようでございます。

協議案件の第12号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、提案どおりご確認をいただいたということによろしいでしょうか。

鈴木 敏夫会長

続きまして、協議案件の第13号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてを議題とさせていただきます。

この議題につきましても、前回の協議会におきまして事前に説明をさせていただいておりますので、調整内容につきましても、事務局の方から説明をさせていただきます。

大石 守廣事務局長

18ページをお開きください。

協議案第13号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、下記のとおり提案します。

農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱いについては、今年度末をめぐりとして、両町の農業委員会において協議の上、合併協議会で決定する。

以上でございます。

鈴木 敏夫会長

ただいま、協議案件第13号の事務局からの説明が終わりました。

ここで、皆さんからご質問、ご意見等をお伺いしたいと思います。

鈴木 敏夫会長

この案件も、ご質問もないようでございます。

協議案件第13号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、提案どおりご確認をいただいたということによろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

大石 博人委員

本川根の大石ですけども、協議会に諮る前に、両町の農業委員会のすり合わせというのはあるんですか。

鈴木 敏夫会長

事務局、説明してもらえます。

大石 守廣事務局長

事務局ですけれども、本日、この提案が承認されましたならば、各両町の農業委員会に正式で文書をお願いをすることになります。

そして、両町の農業委員会におきまして協議をしていただきます。

そして、原案、調整案をつくっていただきますが、それを今度はこの協議会で上げまして、ここで協議をしていただくということになります。

大石 博人委員

例えば、両方の農業委員会で別々の案がある場合、それを協議会へ出して、協議会で決める。それ以前に、この両町のあれはない、農業委員会のあれは。

大石 守廣事務局長

それは、必要に応じてやっていただくことになると思います。どちらか1町だけでは決められない問題もあると思いますので。

鈴木 敏夫会長

大石さん、おわかりでしょうか。いずれにしましても、両町から出てきたのは協議をしていただく。調整して、最終的には、この協議会で決定するというような運びになると思います。

大石 博人委員

それまでに、例えば別々のあれが出た場合に、中川根、本川根から。それを協議会で、それじゃあこっちにしようというふうにするのか、その前に。

鈴木 敏夫会長

調整する。その前に調整してるから、ここへ出されてるわけです。

大石 博人委員

大体これぐらいならいいなという両町の話し合いがあるのか。

大石 守廣事務局長

事務局ですけれども、当然、両町で検討してもらうことになりますけれども、必ずしも両町で同じ意見で一致するということはないと思いますので、その場合には、両町の農業委員会同士である程度のすり合わせをして、協議をしていただくという形になると思います。

大石 博人委員

はい、わかりました。

鈴木 敏夫会長

そのほかございませんでしょうか。協議案件の第13号ですが。

鈴木 敏夫会長

ご意見もないようでございます。

ただいまの協議案第13号は、提案どおりご確認をいただいたということによろしいでしょうか。

鈴木 敏夫会長

はい、ありがとうございました。

続きまして、次第の(3)になります。

提案事項に入らせていただきます。

提案第9号 条例、規則等の取扱いについてを提案させていただきます。

この議案につきましては、本日、提案内容の説明をさせていただきます。

次回の協議会で、取り扱いのご確認をいただきたいと思ひます。

それでは、事務局の方から説明させていただきます。

大石 守廣事務局長

それでは、19ページをお開きいただきたいと思ひます。

提案第9号 条例、規則等の取扱いについて、下記のとおり提案します。

条例、規則等については、各協定項目の調整内容に基づき統一を図り、新町における事務事業に支障がないよう整備するものとするというものであります。

2町による新設合併が行われると、2町の法人格は消滅いたします。それゆえ、従来の2町の条例、規則等は原則としてすべて失効することになります。

このため、新町の職務執行者は、新町において必要な条例、規則等を新たに制定し、施行する必要があります。

この提案は、新町における条例、規則等の整備方針の基本的な考え方や方針等についてご確認をさせていただくというものであります。

続きまして、20ページをお願いいたします。

整備方針の基本的な考え方や方針につきましては、留意事項にありますように、大きく分けまして3つございます。

まず1番目に、2町同一の条例・規則等は、原則として現行のとおりといたします。

2番目に、類似、相違しているもの、また、どちらか1町に制定されているものにつきましては、速やかに統一を図り、事務事業に支障のないよう適切な処置を講ずるものとする。

3番目は、合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整内容に従い、次の3つに分けて見直しを行っていきます。

1つは、1番目になりますが、合併と同時に新町の職務執行者が専決処分をし、即時制定、施行させるもの。

それから、2つ目として、2番目になりますが、合併後、逐次制定し、施行させるもの。

3つ目は、3番目で、例外としまして、旧条例や規則を、新町の条例、規則が制定されるまでの間、一定の地域におきまして暫定的に引き続いて施行させるもの。

これらのことに留意しまして、今後、条例や規則等の見直しの作業を行っていくこととなります。

説明は以上のとおりです。

鈴木 敏夫会長

ただいま、提案第9号 条例、規則等の取扱いについての説明を事務局の方からさせていただきました。

ここで、何かご質問、ご意見等ございましたらお受けしたいと思ひます。ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

市川 昌美委員

市川です。

この20ページの3番目の、これ一定の地域に暫定的に施行される必要があるものというものの範囲はどの程度、今現在。

鈴木 敏夫会長

はい、どうぞ。

大石 守廣事務局長

それでは、事務局ですけれども、今のご質問ですが、この一定の地域に暫定的に施行される必要があるものといいますのは、基本的にはございません。

これから事務事業のすり合わせをしていくこととなりますが、その中ですり合わせができなかったもの、これに関連する条例、規則等につきまして、新町において制定されるまでの間、これを使用していくというものでございます。

鈴木 敏夫会長

市川委員、よろしいですか。

はい、どうぞ。

杉山 嘉英副会長

今の市川委員に関連しますけれども、私も今回の合併に関しては、必ずしもすべて統一という前提があるんじゃないかと、今ここにあるような、一定の地域に暫定的に施行されるというのも念頭に置きながら調整していく必要があるかと私は考えております。

特に、今回こうした小規模な合併を選んだという根底には、余り、それぞれの地域の実情があって、今までその生活なり暮らしが守られてきたわけですので、それを合併によって激変する必要は、かなり影響があるだろうということでこうした方向を選んだわけですので、それぞれの地域の実情に合って条例、規則が今まで制定され、それが機能してきたということを考えながら、この調整作業をする必要があるだろうと。そうすると、やはりこのは必要であるだろうと私は考えております。

また、それがあるいは効率を阻害する場合には、その10年間なり5年間で、また一つに統一するという方向性は必要かとももちろん思います。

ですから、そこら辺の機能を維持する、急激な変化を起こさない、なおかつある時期を経ながら、効率的な方向へ統一してくるという、そういう姿勢で、この事務事業というのをやっていただきたいというふうに私は考えております。

鈴木 敏夫会長

そのほかに、はい。

市川 昌美委員

それも、もちろん結構なことですが、その許容範囲、拡大していくと、この条例にかかわらず、ほかのものでいろんな財産とか、そういうものが含めて、そういうものが余り拡大していったら、今度は逆に両町合併の内容が空洞化するという部分が出てくると、そこら辺の影響はどう考えておられますか。

杉山 嘉英副会長

副会長ということで答えているわけではありません。1人の委員として答えているので、ちょっと誤解を、こうした私は大事な根幹にかかわることは、早目からこの委員の方で議論をする必要があるということで、あえて発言させていただいておりますので、それだけをご了解いただきたいと。

私は、当然合併というのは、効率化を図りながら、住民サービスを低下させないという部分があると思いますので、市川委員がおっしゃることは当然だと思いますけれども、本川根、中川根、2町にとっても、かなり今までの条件というのが違っている部分があるので、私はあえてそこを中間的なものにおいて、そこへ統一するよりも、当分の間は、その地域の実情を生かすということが根底にないと、やはり無理が生じるんじゃないかというふうに考え、ですから、合併の効率をするために、基本的なものは統一するというのはいいと思いますけれども、どこかにそういう気持ちを持って調整作業をしていただきたいということで、決してすべてのものを、今までの相当理由があってあれですから、認めていけば相当のものが残っちゃう、それはやっぱり避けなきゃならぬということでありますので、無理して合わせないということを強調して言っております。そこをご理解していただきたいと思います。

鈴木 敏夫会長

はい、どうぞ。

芹澤 徳治委員

本川根の芹澤ですけれども、この条例の制定に当たって、協議会で最終的に決定するわけですが、その新町の条例の制定に当たって、議会とのすり合わせというのはどうなるんですか。その段取りというのは、議会を通してきて協議会でやるのか、協議会で決めて、専決処分もありますけれども、その辺の、議会とこの協議会との兼ね合いというのは、今後どうなっていくんですか、条例に関しては。

鈴木 敏夫会長

はい、どうぞ。

大石 守廣事務局長

事務局ですけれども、基本的には、新町において、合併後即時専決処分をして制定、施行いたします。そして、その後、議会の方に報告ということになります。

そして、議会関係につきましてはの条例、規則等は、新町になってから最初の議会で諮ることになります。議会関係とか、そういう委員会、そういう規則、条例等は、職務執行者に提案権はありませんので、新町において議会で審議をされます。そういう段取りになると思います。

芹澤 徳治委員

それ事前の、新町になってからの執行者の専決処分の、それが出る部分もありますけれども、それ以前の、協議会にかける前、その前の議会での新しい条例を制定した場合、それぞれの中川根、本川根の議会への承認というのか、そういうのはどうなっているんですか。あるんですか、ないんですか。

鈴木 敏夫会長

はい、どうぞ。

土屋 優行委員

今回お語りしている分は、2つが合併しちゃうと既存の条例、規則が全部なくなっちゃいます。なくなって、新たな条例、規則を制定しなきゃいけないというスタンスになっているものですから、その前については、議会の方にご相談することはあっても、議案として提案することというのはありません。

でございますので、今回、協議会の結論が最終出るところで、両方が合意できないものについては、先ほど町長が言っていた暫定条例、暫定規則になってくると。両町が、議会も含めて、みんな合致するやつが、基本的には1つの条例をつくるという格好になってくると。

ですから、議会の方に相談はするけれども、議会の議案として提案することはないことになりません。

ですから、両町が、これがすり合わせ業務をやっていきますと、全く同じ、同一の条例、規則というのが並んでくる。それについては、両方の町とも支障がないということで、それについては結構だと。

問題は、すり合わせする条項分ですね。それは、議会の議員の方もこっちにもいらっしゃいますので、基本的には協議会の中でどういう方向というのを決めていただいて、それを議会には報告する格好になってくるかと思います。

決まらないものについては後ろへ持っていくと、なもんで、暫定条例にしますというのを協議会で最終決定するということになりますので、議会の方で議決をするという形にはならないと思います。

芹澤 徳治委員

暫定じゃなくて、当然2町でもって、両方とも当然やらにやいかんという条例はあるわけで、それはもう専決処分ですけれども、先ほど、うちの市川委員から出ましたような、各町でもって特別にやっているような条例があるわけですね。その辺は、当然すり合わせするわけですけれども、それらは、暫定的にやるのか、あるいはすり合わせが当然できない部分があるわけですけれども、それは新町になってから議会にかけて制定していくということですか。

土屋 優行委員

基本的には、暫定でも、暫定条例をつくらないと施行しませんので、その場合については、2本立て条例になってくる可能性があります。ですから、1本になった場合についても、2本になった場合も、どちらにせよ次の議会での専決の承認ということが必要になってくると。

先ほど、市川委員のおっしゃってた2つのものが、地区ごとの条例というのも、その時点では一度、必要なものについては専決を打っていかないと施行しなくなりますから、それは両方並列、2つ分が条例制定という専決をせざるを得ないと思います。それを、次の議会の中でご承認いただく、あるいは承認の段階で新しい条例をつくれという話になれば、その段階で新しい条例を議会の中でつくっていくという形になります。

ですから、1回目の議会までの間、当然新しい市長選もやらなきゃなりませんし、新しい議会の中での議論という格好になってきます。

ですから、この場合については、ちょっと書き方がわかりにくくて申しわけないんですけど

も、基本的には、新しいところの1日目に施行しておかなければならない条例については、こういう方針で整備をしていくということで、これについては、つくったものについては、新しい議会で議決をいただく。その段階で変更になるならば、承認をせずに、新しい条例をつくっていくという手続になっていきます。

鈴木 敏夫会長

そのほか、ございませんか。

はい、どうぞ。

小澤 省吾委員

小澤ですけれども、議会関係が、結局は可決されないと困ることですので、この協議会の資料等を議員の全員に配付して、ずっと理解を深めていただかないと、それぞれの委員がやることかもしれませんが、事務局の方から両方の議員へは、資料を毎回配っておいてもらいたいと思いますが、どうでしょう。

大石 守廣事務局長

申しわけありません、本川根はお配りいたしましたけれども、中川根、ちょっと配り損ねてありますので、1回目からお配りいたします。申しわけありません。

鈴木 敏夫会長

はい、どうぞ。

大下 敏郎委員

本川根の大下ですけれども、この条例、規則の取り扱いの提案と、先ほど、業務を委託いたしました例規立案・策定業務委託というんですか、これの方との兼ね合いというやつは、多少は何かあるんですか。

鈴木 敏夫会長

委託とこれと関係あるかということか。関係あるよな。

大石 守廣事務局長

事務事業一元化の作業と例規の作成、これにつきましては、一元化の進みぐあいによりますので、これは関係いたします。

大下 敏郎委員

どういうふうに関係するの。どういうふうに関係するかという、例えば、協議会へ報告するとか、そういうものを協議してもらおうとかそういうことを、関係というのは、そのことをお聞きしたんですけれども。

大石 守廣事務局長

事務局ですけれども、すり合わせ作業につきましては、両町の職員にお願いしていくことになります。

そして、そこですり合わせ作業が終了して、原案ができましたら、それは協議会の方に上げて行って、最終的にはご協議をいただくという形になります。

鈴木 敏夫会長

はい、どうぞ。

瀧尾 輝久委員

中川根の瀧尾ですが、先ほどの条例、規則の件ですが、これは議会との関係は、途中である程度作業ができた段階で、合併協議会の方から議会の方へも報告というか提案というか、そういったものが出てくるんですね、これ。

鈴木 敏夫会長

出ないな。合併協議会で執行しない限り出ないしさ。

瀧尾 輝久委員

途中の作業の経過、そういったものは報告もらえるんだか、その辺はどうなのかなと。どうでしょう。

鈴木 敏夫会長

どの程度というのは難しいわな。

瀧尾 輝久委員

協議会へ出たものを、じゃあ自分たちが議会へ持っていくのか、合併協議会の事務局の方から議会へ報告を出してくれるのか、その辺はどうなんですかね。

鈴木 敏夫会長

今言ってるのは、協議会へ出る前に議会が欲しいという話、その資料を。

瀧尾 輝久委員

いや、そうじゃないです。

鈴木 敏夫会長

協議会に出たものを議会にやるということは、当然さっき言ったように、本川根町はやったけど、中川根町はやってないという話で。

だから、ここへ出たものは当然公表していいと、その前のものは、出せるという話じゃないでしょう、ここでは。

だから、すり合わせ、中間のものを出せというのは困るけれども、協議会で承認してもらったものは、いつでも出せると。

瀧尾 輝久委員

それはもう報告ですよな。

鈴木 敏夫会長

報告です。それ以外にどうかな、協議の最中のものを出せというのは、ちょっと無理かもしれぬな。

はい、どうぞ。

土屋 優行委員

手法とすれば、今回みたいなのは提案協議という格好をとると思います。

ですから、条例、こういう案をつくった場合について、皆様のご意見をという提案をさせていただいて、今のペースでいけば月一ぐらいですか、翌月のときに、こういう形で協議整いましたとなりますので、それは当然議会の方にも持ち帰っていただいて、あるいは合併協の方から資料提供

で、これはこういう条例は要らぬのじゃないか、あるいはこういうふうに変えるべきじゃないかという意見をいただいた結果を、もう一回この場で協議するということになっていきます。

瀧尾 輝久委員

わかりました。

鈴木 敏夫会長

瀧尾さん、いいですか。

瀧尾 輝久委員

わかりました。

鈴木 敏夫会長

そのほか、ございませんでしょうか。

今、提案第9号につきましては、いろんなご意見が出ました。それらを勘案しながら、この協議会で対応していくということで、ご確認をいただいたということによろしいでしょうか。

鈴木 敏夫会長

はい、ありがとうございます。

続きまして、提案第10号です。

慣行の取扱いについてを提案させていただきます。

この議案につきましても、本日、提案内容の説明をいたしまして、次回の協議会で取り扱いの確認をいただきたいと思えます。

それでは、事務局の方から説明をさせていただきます。

大石 守廣事務局長

それでは、資料の22ページをお開きいただきたいと思えます。

提案第10号 慣行の取扱いについて、下記のとおり提案します。

(1)としまして、町章、町民憲章、町の花、木、鳥、歌は、新町において新たに定めるものとする。

(2)としまして、表彰制度については、新町において新たに定めるものとするという提案内容になります。

この町民憲章、町の花、木等は、町のシンボルとなるもので、地域の特性や個性等をあらわしており、町民の方々に広く親しまれているものでございます。

また、両町の現状につきましては、23ページのとおりになりますが、町民憲章、町章、町の花、木、鳥につきましては、中川根町、本川根町の両町で定めておりまして、内容は記載のとおりとなります。それから、町の歌につきましては、本川根町でのみ定めております。

また、表彰制度につきましては、中川根町が4つ、本川根町が2つほど制定しております。

また、先進事例としまして、24ページに、4市における事例を掲載してありますので、参考にさせていただきたいと思えます。

また、この提案で、新町において定めるとした理由であります。これらのものを決めたいきさつとしまして、公募とか住民意識調査等を実施し決めたという過去の経緯もありますので、新町のイメージ等が広く定着してから、新たに公募なりアンケートなりをして定めた方がいいのではない

かなと、そういうことを考えたことによりまして、新町において定めるということで提案をさせていただきます。

以上で説明を終わります。

鈴木 敏夫会長

ただいま、提案第10号の説明を事務局からさせていただきました。

慣行につきましては、新町において新たに定めるという方法がいいのではないかというご提案をさせていただきますけれども、ご意見を伺いたいと思います。

はい、どうぞ。

小沢 省吾委員

せっかく新しい町ができるわけですから、名前と一緒に、町章のデザインぐらいの募集は一緒にできませんか。

鈴木 敏夫会長

はい、どうぞ。

芹沢 徳治委員

私もそう思って、町の花とか町民憲章とか、そういうのは別に後で新町になってからでもいいと思うけれども、新町になって町章がないというのは、何となく寂しいような感じがするんだけどね。

名称が決まれば、町章は大体出てくるんじゃないかと思うんだけど、そういった意味で、町の花とか木とか鳥とか歌、町民憲章も後でもいいけれども、町章ぐらいは、せっかく新町の名称あるいは事務所の制定の小委員会があるんだから、そこでもって新町の名称が決まるという中で、その小委員会に付託して、町章ぐらいは、どうせ公募するんだらうから、そういった中で町章ぐらいは小委員会に付託してもいいと。あとは新町になってからでもいいと思うけれども、私はそう思います。

鈴木 敏夫会長

今、お二方は同時にやったらどうだというようなご意見でございますが、そのほかございませんか。

ただ、本川根町の場合も町制施行10周年でつくってるんだよね、前は。

はい、どうぞ。

向島 祥子委員

本川根の向島です。

名前と同時にと言いましたけれども、名前が決まらないと、マーク等のデザインがわからないんじゃないでしょうか。名前が決まらないうちにデザインが先に走るというのは、ちょっとおかしい感じがしますが、やはり名前が決まって、それをイメージとしてデザイン化するというのはわかりますが、どうでしょうか。

鈴木 敏夫会長

はい、どうぞ。

小沢 省吾委員

これは、期限があるというか、急ぐものではないものですから、名前は今年度の末目標で作業が終わるものですから、その後、合併までにやったらどうかと思いますけれども、どうでしょう。

鈴木 敏夫会長

名前が決まってから、どなたも名前が決まる前につくろうという人はいないと思うけれども、ですから、名前が決定してから、募集なり、この対応をしていくということでもいいわけだよね。意見、いろいろ言ってください。

芹沢 徳治委員

それより、本委員会でやったらどうだという。

土屋 優行委員

それ、できるのかどうかと、ちょっと疑問があるなという気もするんですけども、法律的な話だけいうと、新しい町が成立してなくて、その住民が確実にないやつで決められるのかなという、今ちょっと不安が。こういうのを決めようと決めておいて、4月1日、これにすぐ合わせて施行することは可能かとは思うんですけども、ちょっと研究しないとわからないと思います。

というのは、もう一つ、新しい町のイメージが全部でき上がらないのに、名前は決まるんですけども、将来構想と建設計画という町のイメージができてこないうちに、町の章というのができるのか。例えば、本川根さんも、この3本って川ですよ。川という名前だけじゃなくて、やっぱり地区のイメージ、構想があつての町章のような気もしますので、これ決定は、できればもうちょっと後に、小委員会に振られると、委員長がかわいそうな気もします。

(「発言する者あり」)

鈴木 敏夫会長

はい、どうぞ。

太田 侑孝委員

その件は、協議会だよりの5ページに、合併に至るまでの流れというのがあるわけですよ。だから、最後、一番左は、新町の誕生というところまでいかないと、住民のムードといいますか、この期間がどのくらい必要なのかはよくわかりませんが、その誕生を町民の喜びとしてまとめていく上での演出上にそのものを募集するとかいう流れであって、調印するような段階で、もう募集をかけるというものでもないような気もするんですよ。

恐らくこれ、新町の誕生については、町名がないと、名前は新たに付けないとまずいと思うんで、それ以外のものは、その流れをあおって、ムードを高めながらのものじゃないでしょうか。だから、新町の誕生というのが正式にはいつごろになるのかは、まだ説明聞いてないんですが、それに合わせた流れをつくったらどうでしょうか。

鈴木 敏夫会長

はい、どうぞ。

雪山 敏行委員

決定は、あくまでも多分新市において決定すべきものと考えております。それはもう、新市の議

会とかいろいろの中で決定する事項でございますので、募集をどうするのかというのは、また研究することはあってもよいかと思えますけれども、基本的には、新市の議会とか、そういう中で町章等は決まっていくものだと思っております。今の合併協議の協議会で決めるというのは、ちょっとなじまないではないかなと思っております。

鈴木 敏夫会長

はい、どうぞ。

土屋 優行委員

先ほど、太田委員のおっしゃったのは、例えば今、合併特例法が延長、改正になると。それで、17年度いっぱいまで、17年3月までに県知事に出して、町誕生が、例えばの話、半年後の17年10月とか、その間に募集をかけたらということじゃないかと思うんですけども、もしやられるにしても、議決されて、知事認可になってこないと、それで例えば、一番最初の新町になるという時期に合わせて募集をかけていくという、いうならば、そういう手法というのがないと、先ほど言った協議会で先に決めるというのは、ちょっと難しいんじゃないかなというふうに私は思いますが。

鈴木 敏夫会長

はい、どうぞ。

澤村 迪男委員

澤村ですけれども、やはり私も、この新町になってからという意見に賛成なんですけれども。というのは、新しい町になって、その町の名前になじみが、なかなかなじまないというのが、きちんとなじんでから決めても十分間に合うのではないかと、そんなふうに考えます。

鈴木 敏夫会長

はい、どうぞ。

松原 芳子委員

松原です。

町章ができた場合、やっぱり町旗というものもできるんですね。やっぱり町旗をつくるには、その町章というのが必要だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

鈴木 敏夫会長

ただいま、いろいろなご意見が出ております。

基本的には、ここに書いてあるとおり、新町になって速やかに対応するというようなことになろうかと思えますけれども、総合的に判断しますと。

なるべく、今言われたように、町旗には一応つけるべきじゃないかというようなご意見もあるものですから、なるべく早い時期に対応するというようなこと以外、今現在では対応できないというふうに考えますけれども、皆さん、ほかにご意見ありますか。

鈴木 敏夫会長

それでは、慣行の取扱いについてでございますけれども、それぞれ原案では、新町において新たに定めるものとするということになっておりますけれども、これに速やかに対応するというようなことでよろしいでしょうか。

鈴木 敏夫会長

はい、ありがとうございました。

以上で、議案の関係はすべてご協力いただきまして終了することができました。

その他の項について、事務局の方からございましたらどうぞ。

大石 守廣事務局長

それでは、続きまして、5のその他に入らせていただきます。

最初に、大変おそくなりまして申しわけありませんでしたが、協議会だよりの創刊号ができましたので、委員の皆様には本日配付をさせていただきます。

この協議会だよりは、隔月発行ということで、全戸配布をさせていただきます。中川根町分は、本日、各区長様あて配布いたします。本川根町分は、あす19日に各区長様あて配布いたしますので、またよろしく願いいたします。

それから、日程になりますが、次回の協議会の日程は、予定どおり1月22日の木曜日、午後1時30分から、本川根町におきまして開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

また、当日になりますが、当日の22日、9時から、第3回目の新町の名称及び事務所の位置選定小委員会の開催も予定しておりますので、あわせてよろしく願いをいたします。

それから、この会議終了後になりますが、1時から、第1回目の新町建設計画策定小委員会を、この会場におきまして開催いたしますので、関係委員の皆様のご出席をお願いいたします。

そして、先ほど報告第11号で、新町の名称募集についてのご承認をいただきましたので、チラシにより配布をさせていただきます。来年の1月8日、9日あたりになろうかと思いますが、またそのときはよろしく願いいたします。

その他としましては、以上のとおりでございますが、本日の会議全体を通しまして、また1回から3回までの会議の全体を通しまして、ご質問、ご意見等ありましたら、ご発言をお願いいたします。

鈴木 敏夫会長

はい、どうぞ。

杉山 嘉英副会長

かなりおくれた合併協議会のスタートでありますので、提案事項として、なるべく多くのことを振っていく必要があるかと思えます。3月、4月に入ってからばたばたと決めるというよりも、また、先ほど出ました役場の機能とか条例というか、今後の本川根、中川根町との今の違いをどうするか、あるいはそれぞれの各種団体をどういうふうにしていくのかというふうな検討課題がたくさんあると思えますので、なるべく早くそういったものを提案して行って、それぞれの団体で協議していただく、そういったのが必要かと思えますので、なるべく早く事務を進めて、この場で話し、またそれを持ち帰っていただくというのをさせていただきたいと、一委員として考えておりますので、よろしく願いします。

鈴木 敏夫会長

事務局、大変だけど、いいですね。

大石 守廣事務局長

ほかに何かございませんか。

市川 昌美委員

要するに、この委員会でやる前に、いわゆる小委員会も、もちろん協議会もそうですけれども、専門委員会があるでしょう。専門委員会の作業がおくれていると思うんだよ。あそこが先導してこないと、形式的なものだけになっちゃって、事務局も大変だと思う、逆に。

それで、今事務局に依存しているような形だけれども、ある程度各課で専門的なものを、今現状と問題点をすり出してこないと、協議会自体も何か大変なのかなという感じがあるんだけれども、そこら辺の作業の進行度はどんな状態ですか、今。

鈴木 敏夫会長

すり合わせの関係、各課の。

大石 守廣事務局長

今のご質問の件ですけれども、専門部会、分科会は、今現在、立ち上げる準備をしております、先ほどの経過報告の中でも説明させていただきましたが、今現在、事務事業の現況調書作成ということで作業を行っていただいております。その作業が、今月の25日までに終了いたします。

そして、それができますと、今度は専門部会、分科会を立ち上げることとなりますが、来年に入りましてから、また職員に対しましての専門部会、分科会に関して説明会を開く予定であります。それ以降にならないと、専門部会、分科会等は、まだ本格的には作業ができないと、そういった状況であります。

それでは、特にほかにごございませんか。

大石 守廣事務局長

それでは、特にないようですので、閉会に移ります。

本年は、協議会を設置した最初の年でありまして、我々事務局としましても、何が何だかよくわからないといった状況の中でやらせてまいりました。また、委員の皆様には何かとご迷惑をおかけしたことと思います。

また来年も、よろしくご指導、ご協力をお願いいたします。

それでは、以上をもちまして第3回中川根町・本川根町合併協議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。